

くらしの あい Eye

消費者センターってどんなところ?
..... p1~3

クーリング・オフをご存じですか?
..... p4



編集・発行 板橋区消費者センター



消費者センター ってどんなところ?

何をやってるの?

板橋区消費者センターをご存知ですか?

消費者センターは、商品の購入やサービスの提供などに関する契約・解約のトラブルの相談を受け付けています。

その他にも情報紙やリーフレットを作成して、情報発信をしたり、消費生活講座を開催して学びの場を提供するなど、様々な事業を行っていますのでご紹介します。



相談する 消費生活相談

知る 情報紙・リーフレットの発行 / 図書・ビデオ等の貸出し

学ぶ 消費生活講座 / 消費生活学習会講師派遣

仲間 消費生活展 / 消費者団体への活動支援

相談する

● 消費生活相談

- 電話勧誘で断り切れずに商品を購入してしまったけど、キャンセルできないかな？
- 身に覚えのないメールが来て、お金を払えと書いてあるのだけど、どうすればいい？
- 通信販売で購入した商品が、いつまでたっても届かないんだけど？
- 借金で生活が苦しいのだけど、どこに相談すればいい？



専門の消費生活相談員が公正、中立な立場で問題解決のお手伝いをします。ひとりで悩まず、まずはお電話ください。相談は無料です。

相談はこちらへ
電話 03-3962-3511
月～金(祝日・年末年始を除く)
受付時間は9時から16時半です。



※板橋区に在住、在勤、在学している方が利用できます。

※契約書や業者の名刺、商品のチラシ、契約時のメモなどをお手元にご用意いただくと、相談がスムーズになります。

知る

● 情報紙「くらしのEye」の発行

くらしに役立つ情報や身近な話題を取り上げてお知らせしています。区内公共施設やスーパーなどで配布しています。



● 啓発用リーフレットの作成

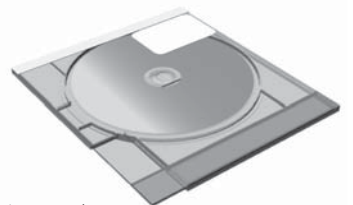
契約に関することや悪質商法防止など、若者向けや、高齢者向けなどの各種リーフレットを作成し、配布しています。

● 図書・ビデオ等の貸出し

くらしに役立つ図書、ビデオ、DVDの貸出しを行っています。

- 借りられる人 ……板橋区在住、在勤、在学の方
- 貸出期間 ……2週間(事前の申請を条件として1週間の延長可)
- 貸出冊(本)数 ……3冊(本)まで

利用の際は、氏名、住所が確認できる物をお持ちください。



学ぶ

● 消費生活講座



保険、相続と遺言、終活、クリーニング、食生活等暮らしに関する様々なテーマで開催しています。区内在住、在勤、在学の方が参加できます。講座の日程や申込み方法は、「広報いたばし」やホームページでご案内します。

どんな講座をやってるの？
誰でも参加できるの？



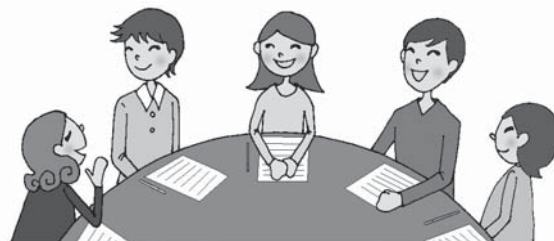
● 消費生活学習会講師派遣

暮らしに関する勉強会や消費者被害防止の勉強会等に講師を無料で派遣します。たとえば「お年寄りを狙う悪質商法」や「訪問販売のトラブル」など、町会、PTA、地域グループ等でご利用ください。詳しくは電話でお問い合わせください。

仲間

● 消費者団体

区内で消費生活に関する問題について勉強会や研究会を行っている団体(グループ)のことです。



● 消費者団体への活動支援

消費者団体として消費者センターに登録している団体(グループ)同士の情報共有などを行う連絡会の開催や、暮らしに役立つ情報の提供、研修会の実施、また各団体の活動の紹介など、消費者団体の活動の支援をしています。

● 消費者団体の募集

板橋区に「消費者団体」として登録をする団体(グループ)を募集しています。

登録要件

- ・主たる活動が消費生活についての学習及び活動であること
 - ・構成員が5名以上で、かつその半数以上が区内在住・在勤・在学であること
- この他にも要件があります。詳しくは電話でお問い合わせください。

● 消費生活展

板橋区に登録している消費者団体が中心となり、日々の暮らしに密着したさまざまなテーマを取り上げ、皆様の消費生活に役立つ研究内容をパネル展示で発表します。詳しい日時、場所については、時期が近くなりましたら「広報いたばし」やホームページ、本紙でもお知らせします。ぜひ、ご来場ください。

クーリング・オフをご存知ですか？

クーリング・オフとは、訪問販売や電話での勧誘など特定の取引の場合に、一定期間内ならば無条件で契約を解除できる制度です。

契約したあとで、冷静になって考えたら不要であった場合などに利用できます。



クーリング・オフのできる期間

訪問販売 (営業所以外の所で) … 8日間 キャッチセールス・アポイントメントセールス・催眠商法など

電話勧誘販売 … 8日間

特定継続的役務 … 8日間 エステティックサロン・語学教室・学習塾・パソコン教室・結婚情報サービス

マルチ商法 … 20日間

業務提供誘引販売 … 20日間 内職商法・モニター商法

訪問購入 … 8日間 ※業者が消費者の自宅等を訪ねて商品の買取を行うもの

- 通信販売は、クーリング・オフ対象外です。しかし、返品可否、条件が返品特約の表示に明記されていない場合は、商品が届いた日を含め8日間は送料消費者負担で返品することができます。
- 消耗品(化粧品・健康食品など)で使用した分は原則クーリング・オフできません。

ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社 ××××
 □□営業所
 担当者△△△△
 支払った代金〇〇〇〇〇円を返し、
 商品を引き取ってください。
 平成〇〇年〇月〇日
 板橋区〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

【手続きの流れ】

1. 契約書面を受け取った日を含めて期間内にハガキで通知します。
2. 書いたハガキは両面をコピーし保管してください。
3. ハガキは特定記録郵便または簡易書留など記録の残る方法で送付します。
4. クレジット払いで契約をした場合は、クレジット会社宛にも通知してください。
5. 支払ったお金は全額返金されます。商品引き取り料金は業者負担です。

※クーリング・オフ期間を過ぎても契約方法に問題があったときなどは、解約交渉ができる場合がありますので、あきらめずにご相談ください。

広告



こんな仕事をお待ちしています

- ◎植木・除草 ◎襖・クロス
- ◎大工・塗装◎毛筆あて名書き
- ◎マンション・事務所等清掃
- ◎家事・育児援助サービス
- ◎洋服のお直し・オーダー 他

◆ お気軽にお問合わせください。

公益社団法人

板橋区 シルバー人材センター

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6

板橋区情報処理センター2階

☎ 3964-0871

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

tel : 03-3962-3511 (相談専用)

〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

土・日・祝日はこちらへ

消費者ホットライン

いやや!

tel : (局番なし) 188

以下の窓口へおつなぎします。(年末年始を除く)

土曜 9:00～17:00 東京都消費生活総合センター(直通あり 03-3235-1155)

土・日・祝日 10:00～16:00 国民生活センター

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。
 一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

板橋区消費者センター

tel : 03-3579-2266

〒173-0004

板橋区板橋2-65-6

板橋区情報処理センター7階

Fax : 03-3962-3955

ホームページ

<http://www.city.itabashi.tokyo.jp>

記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。

